

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年2月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年2月24日から同年3月16日まで縦覧に供する。

平成23年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 前池地区	善通寺市農林水道部 土地改良課
琴南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西部1号地区	まんのう町建設土地 改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西部2号地区	〃
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 買田西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 久保上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (浚渫補修事業) 入江ダム地区	〃